

事 務 連 絡
平成 23 年 4 月 28 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消 防 庁 救 急 企 画 室
（ 公 印 省 略 ）
消 防 庁 応 急 対 策 室
（ 公 印 省 略 ）

飛行禁止区域におけるドクターヘリの運航について（依頼）

標記の件について、別添「飛行禁止区域におけるドクターヘリの運航について」（平成 23 年 4 月 27 日付け事務連絡、国土交通省航空局技術部運航課長名通知）のとおり、通知があったところです。

貴職におかれましては、同事務連絡にご留意の上、貴都道府県内市町村（消防事務を処理する組合を含む。）に対しても周知いただきますよう、よろしくお願い致します。

担当

長谷川専門官、渡邊係長、丸尾事務官

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7539

E-mail : y.maruo@soumu.go.jp

事 務 連 絡

平成23年4月27日

総務省消防庁救急企画室長 殿（写）

総務省消防庁応急対策室長 殿

国土交通省航空局技術部

運航課長

飛行禁止区域におけるドクターヘリの運航について

標記について、本日、別添のとおり社団法人全日本航空事業連合会を通じて運航者に対して通知したところである。

貴職におかれても、このことについて、関係する地方公共団体、医療機関等に対して周知徹底されたい。

事 務 連 絡
平成23年4月27日

社団法人 全日本航空事業連合会

会長 大西 賢 殿

国土交通省航空局技術部

運航課長 島村 淳

飛行禁止区域におけるドクターヘリの運航について

本日（4月27日）、朝刊において「原発から30^キ圏内に、ドクターヘリが入ってこられない」とする報道があった。当該報道の中にもあるように、航空法第80条に基づく飛行禁止区域であっても、ドクターヘリを含む捜索・救助活動に従事する航空機については、同法第81条の2の規定により、飛行することが可能である。

このことについて、関係事業者は既に承知していると理解しているが、当該報道もあり、本件について、改めて貴会傘下会員に対し周知徹底されたい。

（参考）

当該報道とは、「ドクターヘリ入れず」（4月27日読売新聞朝刊、14版3面）のことである。

参照条文

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

（飛行の禁止区域）

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれのある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（捜索又は救助のための特例）

第八十一条の二 前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行う航行については、適用しない。

○航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）

（捜索又は救助のための特例）

第一百七十六条 法第八十一条の二の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

- 一 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であつて捜索又は救助を任務とするもの
- 二 前号に掲げる機関の依頼又は通報により捜索又は救助を行う航空機